

平成30年4月から介護保険料の額を改定しました

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（基準額）は、介護に必要な費用等により3年ごとに見直されることになっています。本町では、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の基準額（月額）を下記要因により、6,150円から6,800円に改定させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

基準額（月額）650円の引き上げの主な要因は、

- ①介護保険給付費に占める1号被保険者の負担割合の変更 22% ⇒ 23%
保険料負担ベースで約9,000万円の増加 基準額ベースで約300円の増加
- ②報酬改定及び消費税増税による影響
保険料負担ベースで約3,000万円の増加 基準額ベースで約100円の増加
- ③介護保険サービス量の増加 基準額ベースで約250円の増加

保険料段階	対象者	保険料率	30～32年度年間保険料
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.45	円 36,720
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	0.75	円 61,200
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.75	円 61,200
第4段階	世帯の誰かが市町村民税が課税されているが本人は非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.9	円 73,440
第5段階	世帯の誰かが市町村民税が課税されているが本人は非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.0	円 81,600
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	円 97,920
第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方	1.3	円 106,080
第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方	1.5	円 122,400
第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.7	円 138,720

※軽減措置・・・第1段階の保険料については、引き続き5%の軽減措置が講じられています。

※年間保険料 = 基準額 × 保険料率 × 12月

<平成30年8月から一定以上所得者の費用負担が変更になります>

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合で340万円以上、2人世帯以上の場合463万円以上の人は、費用負担が2割から3割になります。